

令和4年5月12日

松本市長 臥雲 義尚 様

松本市社会福祉審議会
委員長 小林 弘明

「第4次松本市障害者計画の策定について」(答申)

令和3年5月25日付け松本市諮問松福福第31号をもって当審議会に諮問がありました件について、別紙のとおり答申いたします。

令和4年度から5カ年を計画期間とした「第4次障がい者計画」の策定にあたっての必要な事項は、下記のとおりです。

記

1 策定に必要な項目

(1) 相談体制の整備と重度障がい児（者）支援の充実

高齢・障がい・子ども・貧困といった分野を超えた切れ目のない相談支援体制の整備は必要です。

ア 緊急時の支援

介護者の急な疾病等から、在宅の生活を継続することが困難となった場合等の緊急時における相談窓口の整備、障害福祉サービス事業所と連携した一時的な居室の確保を行う。

イ ICTの活用

様々な手続きのオンライン化を進め可能な限り来庁せず、だれでも簡単に申請や相談ができるように整備すること。また、障がいに配慮した通信媒体等の活用促進を図る等情報のバリアフリー化に取り組むこと。

ウ ピアサポート活動支援

障がい者やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換のできる交流会活動の支援を行うこと。また、ピアサポーター養成講座の開催。

エ 強度行動障がい者への支援

強度行動障がい者が在宅で快適に過ごせるよう、また、介護している家族の負担軽減を図るため、住宅等の整備改善を行う。また、施設の改修整備を行う。

(2) 暮らしの支援

ア グループホームの整備

施設入所者の地域生活への移行を推進するために、重度の障がい者や高齢の障がい者に対応したグループホームの整備を行う。

イ 人権教育の推進

障がいや障がい者に対する偏見と差別をなくすため、学校、家庭、地域や企業と連携し、正しい知識と理解を深める人権教育の推進に努めること。また、相互理解を深めるため、年代別、世代別に合わせた勉強会や交流機会の提供に努めること。

(3) 就労及び地域活動の支援

ア 就学から就労への連携

就学から就労へスムーズに移行、定着できるよう、養護学校等との連携し、相談しやすい窓口の確保、教育と福祉の連携を確実に行うこと。

イ 重度障がい者等に対する通勤等支援業務

「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」の創設に伴い、先行する自治体の実施状況を確認するなど、事業内容の研究を進めること。

2 意見

(1) 計画を着実に推進していくため、障がい者やその家族、関係団体からの意見を継続して聞きながら、取り組みを評価し、必要に応じて軌道修正する等、柔軟に対応してください。

(2) 計画に基づく取り組みの評価として、次年度以降、計画の進捗管理を行ってください。